

# 令和5年度豊丘村特定健診受診について

## 医療機関で受ける個別健診のお勧め

生活習慣病予防のために受診していただく特定健診は、集団健診（ヘルスクリーニング）の他、各医療機関（かかりつけ医等）での個別健診でも受診できます。

個別健診は、かかりつけ医等で特定健診を受診される方が対象となります。

なお、かかりつけ医で血液検査などを実施しており、検査項目がそろっている場合は、検査結果の提出により健診受診とみなされますので、役場 保健衛生係 まで提出していただきますようお願いいたします。

### 記

1. 健診期間 令和 5年 5月 1日 ～ 令和 6年 3月 31日

2. 受診方法

- ① 別紙「特定健診実施機関一覧表」から受診する医療機関を選ぶ
- ② 医療機関に電話し、特定健診の予約をする  
(かかりつけ医の場合は、定期受診の際、同封の受診券を持参して特定健診受診について相談してください。)
- ③ 受診予約日に、下記の持ち物を持参し、受診する
- ④ 結果は医療機関から、面接または郵送で通知される  
(健診結果によっては村保健師が健康相談に伺います)

3. 持ち物 ・豊丘村国保保険証

・受診券（黄緑色の紙）

・健診料金	基本健診・心電図検査	3,000 円
	詳細検査（眼底検査）	300 円

詳細健診は、医師の判断により実施。それ以外で、眼底検査希望の場合は、受診医療機関の定める料金により全額自己負担となります。

4. 内 容
- ・身長・体重・腹囲測定
  - ・血圧測定
  - ・尿検査
  - ・血液検査 肝機能(GOT・GPT・ $\gamma$ GTP)、中性脂肪、  
LDLコレステロール、HDLコレステロール、  
空腹時血糖またはヘモグロビンA1c、クレアチニン、尿酸
  - ・心電図検査
  - ・診察

5. その他 \* 受診日に豊丘村国民健康保険を脱退され、社会保険に加入されている方は、同封の受診券を利用しての受診はできません。

医療保険を異動された場合の特定健診の受診は、新たに加入された社会保険等にお問い合わせください

\* 前日から、油物・酒・甘い物、激しい運動を控えてください。

\* 午前中に健診を受診する場合は、できるだけ水やお茶以外の飲食物はとらないでください。内服薬(特に糖尿病治療薬)については、事前に主治医へご相談ください。

午後受診する場合は、朝食は軽めにし、受診までは水やお茶以外の飲食物はとらないことをお勧めします。

\* 脱水予防のため、水やお茶は十分にお飲みください。また、血圧の薬を処方されている方は飲んでください。

問い合わせ先

豊丘村役場 健康福祉課 保健衛生係

電話 35-9061